

# 公益認定等委員会 だより

第15号(その22)  
平成25年  
2月1日発行



1月29日(火)に内閣府主催シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」が開催されました。シンポジウムでは稲田内閣府特命担当大臣の挨拶、作家の曾野綾子さんによる基調講演、パネルディスカッション等が行われました。詳細については、3月号でお知らせします。

内閣府主催シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」  
パネルディスカッションの様子

## <目次>

- P2 申請率は現在84%!
- P3 公益目的支出額の計算方法が一部変わります!
- P4 申請サポートについて
- P5 稲田大臣が公益認定等委員会を激励
- P5 「平成25年度税制改正の大綱」について
- P6 新パンフレットについて

## 内閣府への申請状況 (平成25年1月31日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,161	242	1,772	110
移行認可	2,078	401	1,591	56
新規認定	190	37	129	23

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行  
 移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行  
 新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

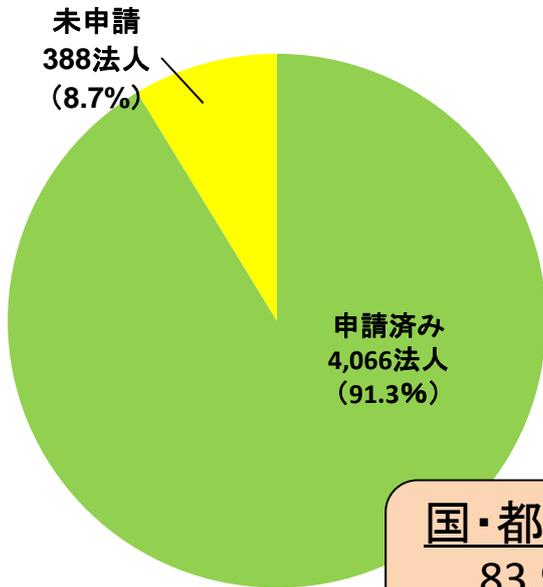
# 申請率は現在84%！（平成25年1月末現在）

内閣府が昨年末実施した特例民法法人に対する移行動向調査の結果、特例民法法人24,443法人（平20.12時点）のうち新公益法人制度への移行を希望する法人は20,808法人（これから申請する法人を含む。）と分かりました（解散・合併等する法人は3,635法人）。

その結果を踏まえると、新制度への移行を希望する特例民法法人のうち、国・都道府県合わせて83.9%が申請済みとなります。移行期間60か月のうち50か月が経過した時点ですので、ちょうどそれにあつた申請率となります。

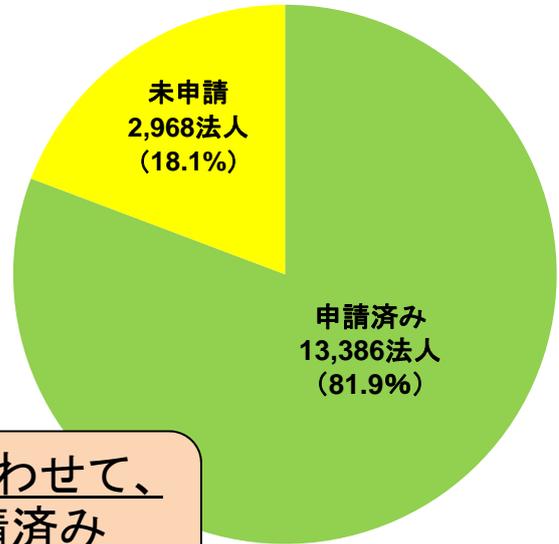
## 国（内閣府）における申請状況

4,066法人（91%）から申請を受付  
うち認定2,048法人（50.4%）、認可は2,018法人（49.6%）  
注）内閣府への申請法人（予定を含む）は4,454法人



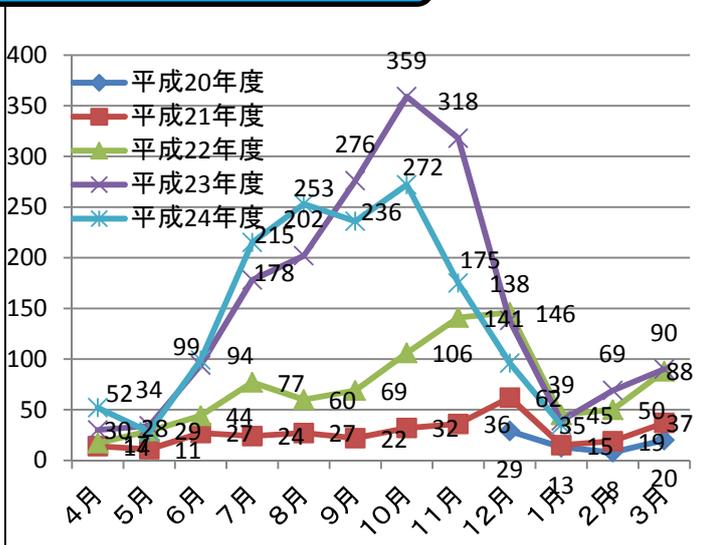
## 都道府県における申請状況

13,386法人（82%）からの申請を受付  
うち認定は6,222法人（46.5%）、認可は7,164法人（53.5%）  
注）都道府県への申請法人（予定を含む）は16,354法人

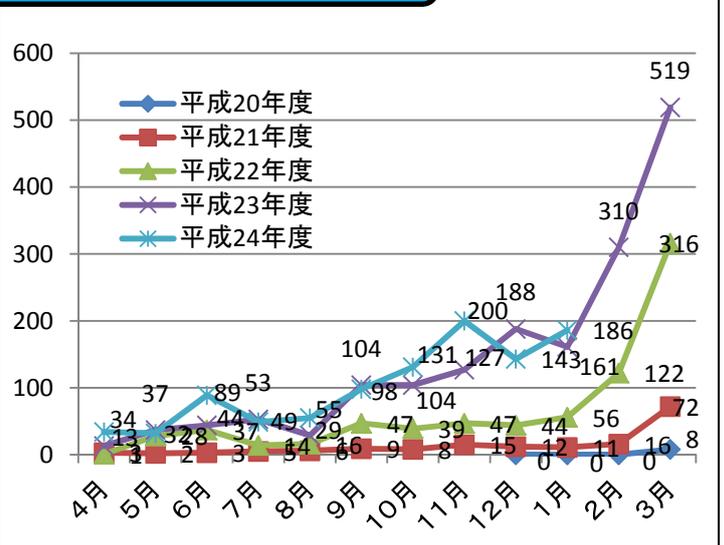


国・都道府県合わせて、  
**83.9%が申請済み**  
＜おおむね認定4対認可6＞

## 申請の推移（内閣府）



## 答申の推移（内閣府）



2 ※申請・答申の推移については、変更認定申請等や取り下げられた件数を含む。

# 申請サポートについて

これから内閣府に申請を予定されている400法人（P2参照）におかれては、内閣府では、各種申請サポートを無料で提供していますので、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法等詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

## ○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

### <民間の専門家を活用した相談会(要事前申込)>

内閣府が委嘱する民間の専門家(弁護士、公認会計士等)を相談員とする相談会を開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、2月21日(木)に東京で開催します(申込〆切2月8日(金))。

### <窓口相談(要事前申込)>

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。3月の窓口相談については、2月6日(水)まで募集しています。

## ○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

### <基礎的研修会の開催(要事前申込)>

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は2月22日(金)に開催します。((電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231 (メール)[hiromi.obata@cao.go.jp](mailto:hiromi.obata@cao.go.jp))

### <電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。((電話)03-5403-9669 (時間)平日10時~16時45分)

## ○その他のサポート

### <業態別説明会への講師派遣(要事前申込)>

業態別の研修会等に当事務局職員を講師として派遣し、業態別の個別事情に合わせた説明をします。

((電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231)

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。(謝金は不要です。)

## 活動を紹介したい公益法人を募集しています！

本誌で活動を紹介したい公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

### (応募手続)

公益法人information ([https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/)) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

### (本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係 TEL : 03-5403-9524, 9533 e-mail : [koueki-info@cao.go.jp](mailto:koueki-info@cao.go.jp)

# 公益目的支出額の計算方法が一部変わります！

平成25年1月23日(水)に、整備法施行規則第17条第1項ただし書を改正する内閣府令が公布・施行され、併せて「公益認定等ガイドライン」も改正しましたので、お知らせします。

## 改正のポイント

- 指定正味財産から一般正味財産に振り替えることによって生じた「収益」は、公益目的支出の額の計算上は、収益計上しないことができます。
  - ・対象となる指定正味財産は、移行登記日の前日までに受け入れたものに限ります。
- 既に移行認可を受けた法人については、経過措置により、指定正味財産から一般正味財産に振り替えて過去に収益計上した部分について、公益目的支出計画実施報告書にその旨記述することにより、計上しないことができます。
  - ・本改正の施行後3年以内に終了する事業年度に係る実施報告書に限ります。

## 改正の背景

- 従来の公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する場合、「公益目的支出計画」を作成(整備法第119条)し、純資産額に相当する額(公益目的財産額)について、公益目的支出を実施
- 用途がある実施事業に特定されている指定正味財産を費消した場合、その費消した額が実施事業の費用に計上される一方、指定正味財産を一般正味財産へ振り替えることに伴って費用と同額が実施事業の「収益」に計上されるため、公益目的財産額が減少しない！

＜一般正味財産を取り崩す場合＞

⇒収益計上無し(赤字部分)

公益目的財産額(a) <sup>※</sup>	100,000 千円
公益目的支出額(b) <sup>※</sup>	20,000 千円
実施事業収入額(c) <sup>※</sup>	0 千円
公益目的収支差額(d=b-c) <sup>※</sup>	20,000 千円
支出計画実施期間(a/d) <sup>※</sup>	5 年間

＜指定正味財産を取り崩す場合＞

⇒一般正味財産に振り替えて  
収益計上(赤字部分)(注1、2)

公益目的財産額(a) <sup>※</sup>	100,000 千円
公益目的支出額(b) <sup>※</sup>	20,000 千円
実施事業収入額(c) <sup>※</sup>	20,000 千円
公益目的収支差額(d=b-c) <sup>※</sup>	0 千円
支出計画実施期間(a/d) <sup>※</sup>	計画が終了しない！

公益目的財産額が減少しない！

(注1) 指定正味財産とは、寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている財産

(注2) 指定正味財産を実際に使用する場合などの際、用途の制約が解除されたことになり、一般正味財産に収益が計上される。

# 稲田大臣が公益認定等委員会を激励

1月18日に、稲田朋美内閣府特命担当大臣が公益認定等委員会を訪れ、委員会の委員7名と懇談するとともに、第222回公益認定等委員会に出席されました。

稲田大臣は委員会の挨拶の中で「担当大臣として、『民による公益』の増進に向けて、新公益法人制度の推進に取り組んでまいりたい」と述べるとともに、池田委員長を始め7人の委員の労をねぎらい、委員会の審査を激励しました。それに対し池田委員長は、大臣の挨拶に勇気づけられた。委員会と事務局とが一体になって新公益法人制度の推進に全力で取り組んでいく旨の答礼をしました。



## 「平成25年度税制改正の大綱」について

### 「平成25年度税制改正の大綱」が閣議決定されました！

平成25年1月29日、「平成25年度税制改正の大綱」が閣議決定され、公益法人に関する税制では、内閣府が要望していた「特定収入に係る消費税制上の所要の措置」について以下のとおり改正する方針が決定されました。

#### 「平成25年度税制改正の大綱」(抄) (平成25年1月29日閣議決定)

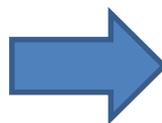
##### 四 消費課税

##### 3 その他

##### (国 税)

(1)公益社団・財団法人が受ける寄附金のうち当該寄附金の募集要綱等(行政庁の確認を受けたものに限る。)においてその全額の用途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、消費税の特定収入から除外する。

(注)上記の改正は、平成26年4月1日以後に募集される寄附金について適用する。



この制度改正  
により…

公益法人が寄附金を受ければ受けるほど消費税額が増える不合理な現行制度



是正

公益法人が活動する上での消費税の負担軽減<sup>(※)</sup>が期待されます！

※ 該当する可能性があるのは、課税売上があり、不課税仕入れに充てるために募集した寄附金などの「特定収入」がある公益法人などです。

(例:全額を助成費に充てるために募集した寄附金等)

★現行制度や改正内容について、詳しくは公益法人informationの「内閣府からの重要なお知らせ」を御参照ください。

**詳細については後日、本誌でお知らせいたします！**

# 新パンフレットについて

## 池田 守男 内閣府公益認定等委員会委員長からのメッセージ (新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～)

東日本大震災の発災から、まもなく2年が経過しようとしています。大変不幸なことではありましたが、これまで多くの個人や団体が、寄附活動や復旧・復興活動に積極的に取り組んでこられました。このような状況を目の当たりにし、今、社会の中に日本人が古来より備えてきた「互助互恵・共助」の精神が蘇りつつあるように思います。新たな公益活動の芽生えを一過性のものにせず、次の世代でさらに広げることが大切です。そのためには、非営利組織のみならず、営利組織も含めあらゆる組織、個人が他者を思いやり、社会全体に貢献する「公益」を活動の中心に据えることが重要です。

そのような社会において、公益法人の使命、役割はさらに重要になります。新公益法人制度の施行以来、公益認定等の審査を通じて、各法人の志に触れる度に、社会の中での重要性を強く感じます。現在の使命を深めると同時に、多様化するニーズに応じた新たな公益目的事業にチャレンジしていただくことを期待しています。今後さらに、個人や企業等の支援によって新たな公益法人が数多く誕生することも願っています。我々委員会では、公益法人の皆さまの活動を下支えし、社会に定着させることが使命と考えています。移行期間終了後も、様々な場面で、皆さまの活動を最大限サポートさせていただきます。

公益法人、NPO法人をはじめとする民間非営利組織に加え、地域コミュニティ、個人ボランティア、そして営利企業も含めあらゆるセクターが、それぞれの持ち場で公益活動を担う。それが必要不可欠な社会インフラになれば、社会は温かさ、優しさに溢れ、私たちの生活に深みや潤いが生まれるのではないのでしょうか。個々人の資質や個性を発揮し、競い合う「競争社会」の足元に、「公」の土壌を広げたい——その推進は、私たち一人ひとりの行動にかかっています。

平成25年1月29日  
公益認定等委員会委員長 池田 守男

これまでのパンフレット「民による公益の増進を目指して」が移行を目指す法人向けのパンフレットとなっていたことから、内閣府では1月29日（火）に新パンフレット「民間が支える社会を目指して～「民による公益」を担う公益法人～」を発行しました。

新パンフレットでは、個別法人の活動紹介をするほか、新公益法人制度について分かりやすく解説するなど、一般の方にも興味を持って読んでいただける内容となっております。公益法人informationで、御覧になれますので、是非アクセスしてください。

### 新パンフレット「民間が支える社会を目指して～「民による公益」を担う公益法人～」の掲載内容

- 公益法人の活動紹介（（公財）School Aid Japan、（公財）トトロのふるさと基金、（公財）三菱商事復興支援財団）
- 東日本大震災における公益法人の活動
- 新公益法人制度について
- 法人の信頼性を保証する認定基準
- 公益法人の活動を支える税制・公益法人の活動状況
- 法人の信頼性を保証する仕組み
- 池田委員長からのメッセージ（上記御参照）

